

広島市告示第335号  
令和元年11月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長　松井　一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フレスタ東雲店  
(2) 所在地 広島市南区東雲一丁目959番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

エムエル・エステート株式会社

代表取締役 芳野 秀俊

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社フレスタ  
代表者の氏名 代表取締役 宗兼 邦生  
住所 広島市西区横川町三丁目2番36号

(変更後) 名称 エムエル・エステート株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 芳野 秀俊  
住所 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

4 変更年月日

令和元年9月20日

5 届出年月日

令和元年11月14日

## 6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 44 号  
広島市南区役所市民部区政調整課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
令和元年 11 月 22 日から令和 2 年 3 月 23 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び令和元年 12 月 30 日から令和 2 年 1 月 3 日までを除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 2 年 3 月 23 日
- (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課